

議案第 77 号

城陽市水道事業給水条例及び城陽市公共下水道条例の一部
改正について

城陽市水道事業給水条例及び城陽市公共下水道条例の一部を改正する
条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 4 日提出

(2025年)

城陽市長 村田正明

城陽市水道事業給水条例及び城陽市公共下水道条例の一部を改正する条例

(城陽市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 城陽市水道事業給水条例（昭和39年城陽市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(工事の施行) 第11条 給水装置工事は、管理者又は管理者が 法第16条の2第1項の指定をした者（以下「 指定給水装置工事事業者」という。）が施行す る。	(工事の施行) 第11条 給水装置工事は、管理者又は管理者が 法第16条の2第1項の指定をした者（以下「 指定給水装置工事事業者」という。）が施行す る。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、</u> <u>管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和</u> <u>27年法律第292号）第7条の規定により置</u> <u>かれた水道事業の管理者を含む。以下この項に</u> <u>おいて同じ。）又は他の市町村長が同項の指定</u> <u>をした者が給水装置工事を施行する必要がある</u> <u>と認めるときは、この限りでない。</u>
2～5 略	2～5 略

(城陽市公共下水道条例の一部改正)

第2条 城陽市公共下水道条例（平成元年城陽市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(排水設備の工事の実施) 第7条 排水設備の新設等の工事は、管理者の指 定する排水設備指定工事業者（以下「指定工事 業者」という。）でなければ行つてはならない 。	(排水設備の工事の実施) 第7条 排水設備の新設等の工事は、管理者の指 定する排水設備指定工事業者（以下「指定工事 業者」という。）でなければ行つてはならない 。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管</u> <u>理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和2</u> <u>7年法律第292号）第7条の規定により置か</u> <u>れた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受</u> <u>けた者に工事を行わせる必要があると認める</u> <u>ときは、この限りでない。</u>
2 略	2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国土交通省からの技術的助言を受けたことに伴い、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者等が給水装置及び排水設備に関する工事を行うことができるよう改正を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）

第245条の4 各大臣（内閣府設置法第4条第3項若しくはデジタル庁設置法第4条第2項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第5条第1項に規定する各省大臣をいう。以下この章から第14章まで及び第16章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2～3

略

参考資料

城陽市水道事業給水条例及び城陽市公共下水道条例の一部 を改正する条例要綱

1 改正の概要

国土交通省からの技術的助言を受け、災害等により地元の工事業者の確保が困難となった場合において、宅内配管又は排水管の早期復旧及び給水装置工事又は排水設備の新設等の工事の適正な実施を図るために、他の市町村長が指定した者等による工事の実施を可能とするため、条例の一部改正を行うもの。

2 施行期日

公布の日